

広島市長 松 井 一 實 様

2017 年度広島市予算編成にあたっての要望書

2016 年 9 月 16 日

日本共産党広島市会議員団

団 長 中森 辰一
幹 事 長 村 上 厚 子
副幹事長 近 松 里 子
 中 原 洋 美
 藤 井 敏 子

目 次

はじめに	
総務関係	P 3
消防上下水道関係	P 4
文教関係	P 4
経済環境関係	P 5
厚生関係	P 7
建設関係	P 10

はじめに

今年5月、広島への原爆投下後初めて、投下国であるアメリカのオバマ大統領が広島を訪問し慰霊碑に献花するという歴史的な出来事がありました。そして、わずかではあっても核兵器問題で前向きに歩を進めるものとして、オバマ大統領がアメリカとしての核兵器先制不使用の提案を行いました。他方で、オバマ氏に同行した安倍晋三首相は、国連の核軍縮作業部会の核兵器禁止条約の国際交渉開始を勧告する報告に反対し、あまつさえ、オバマ氏が提案したアメリカの核兵器先制不使用に反対しました。

核兵器の一日も早い廃絶を願う広島市民を代表する議会人として残念でなりません。私たちは、今日の核兵器問題での到達点を踏まえて、具体的に核兵器禁止条約の交渉が進展するよう、改めて、広島市長としてのイニシアティブの発揮を強く要請するものです。

他方、もはや安倍政権の経済政策の失敗が明らかな下で、大型公共事業を中心とした巨額の補正予算が提案されようとしています。市民生活にとっては、安倍政権により医療・介護をはじめとした社会保障制度の削減がいつそう進められ、日本国憲法25条が保障した人間としての暮らしが脅かされています。私たちは広島市の行政が、所得の高い層はともかく、中低所得層の暮らしの実態をよく見てくださり、また、市民生活から発せられる様々な声をよく聞いてくださり、安定した見通しのある暮らしがすべての広島市民に確保されるために、市民生活の実態に即した施策を進められるよう期待するものです。

そうした願いを込めて、来年度予算に向けて、以下の92項目の要望を行います。よくご検討いただき、予算案に反映してくださいますようお願いいたします。

《総務関係》

1. いま以上の自治体関係職員の削減と非正規職員の増加は、市の専門性と責任を低下させるものです。市民サービス低下につながる職員の削減計画を見直し、正規職員を増やすこと。
2. 広島市が発注する管理委託施設の管理、委託事業、公共工事に従事する労働者に正当な賃金と権利が保障されるよう、広島市でも早期に公契約条例を制定すること。
3. 人間らしい生活を保障する賃金水準にするため、全ての指定管理者について、管理経費の際限のない削減はやめること。
4. 市税・国保料などの滞納整理のために、年金・給与など、生活の糧を差し押さえることは止めること、また、分割納付の相談には市民の生活実態をよく聞き丁寧に対応し、強権的な対応をしないこと。
5. 空き家の活用や除去が進むように、固定資産税の減免など市としての誘導支援策を講じること。
6. 選挙は民主主義の土台です。18歳選挙権の導入や、団地の高齢化を踏まえ、大型量販店などに投票所を増設するなど、投票しやすい環境を整えること。
7. 資料館の耐震工事により発掘された遺構は、他の場所で切り取り展示するのではなく、現地で展示できるようにすること。展示費用は国に求めること。
8. 世界遺産「原爆ドーム」のバッファゾーンの維持・管理は「世界遺産条約」の精神に沿ったものにする。また、バッファゾーンを守る有識者による第三者委員会を設置すること。
9. 原発事故が発生すれば放射能の被害は広域にひろがり、市が策定した「広域避難計画」が無意味なものになることは福島原発事故の例が明らかにしています。市民の命を守るためにも、島根、伊方、上関などの原発の建設、稼働中止を国に求めること。
- 10.今年度中に策定される「公共施設等総合管理計画」は、早期に議会と市民に公表し、十分な理解と合意をえる時間と体制を整えること。
- 11.大州地域は大州水資源再生センターの廃止により庭球場がなくなり、地域の体育協会は気軽にスポーツができなくなったと困っています。大州中学校の庭球場の地域開放など、当該地区が使える庭球場が復活できるようにすること。
- 12.区長の権限を大きくするとともに、一定規模の予算の使い方について、各区民が議論でき、その意見を区長が尊重する体制を区に設けること。

13.滋賀県野洲市では、市内で訪問販売を行おうとする事業者を市に登録させる仕組みを条例化し、悪質な訪問販売から市民生活を守る取り組みがされています。広島市でも条例化を検討すること。

《消防上下水道関係》

1. 災害時の被災者の生活支援金の増額を国に求めること。
2. 市が計画している急傾斜地対策が進むよう県に対し予算の増額をもとめること。
3. 地域防災会の会長・副会長宅などに設置されている防災行政無線を全戸に設置すること。あるいは、同等の施策を講じること。
4. 津波時の一時避難場所として、高層ビル所有者との協定締結が進められているが、目標を明らかにし、引き続き協定か所を増やす取り組みを進めること。

《文教》

1. 中学2・3年生は進路などに関して多くの課題を持つ学年です。習熟度別授業による学習面だけでなく、生活全般で支援することが必要であり、来年度からの学級編成権の県からの移譲にあたり、学級の単位を35人以下にすること。すべての教職員について正規職員とすること。
2. 定数内臨時採用教員をなくすこと。
3. 栄養教諭を増やし、全校へ学校栄養職員を配置すること。また、五日市地区に市の正規栄養士を配置し、食育を後退させないこと。
4. 全国では子育て支援策のひとつとして、学校給食を無償としている自治体が増えています。広島でも無料化をすすめること。
5. デリバリー給食は順次直営・自校調理に転換すること。
6. 長時間労働を余儀なくされている教師は増えるばかりです。教師の長時間労働をなくすため、教師の増員、業務の削減など抜本的な対策を講じること。

7. 土曜日授業のモデル実施校における教師アンケートでは、子どもたちと向き合う時間は持てなかったと答えています。この現場の声を重く受け止め、業務削減こそ最優先で進め、子どもたちと向き合う時間を保障すること。
8. 過去にハラスメントで大きな問題のあった学校長などの管理職は、人間的に問題があるということであり、再雇用にあたっては慎重に再雇用先を考慮すること。
9. 普通教室へのエアコン整備のめどはついており、特別教室へのエアコン整備を早期に実施すること。
10. 児童館の整備については、3年に4館のペースを見直し、一年に2館を整備するなど、整備完了の期限を決め、早期に整備を完了すること。
11. 土砂災害特別警戒区域にある学校について、安全を確保し、今後の対応や方針を地域や保護者にしめすこと。
12. 宇品小学校は1200人を超えるマンモス校のため、児童館が手狭です。隣接した広島大学所有の未活用建物を利用して児童館として活用すること。
13. 放課後児童クラブを有料化しないこと。
14. 放課後児童クラブを運営する民間事業者の選定にあたっては、交通量や設置場所など児童の安全が保障できるのかどうか、市の責任で現地を確認すること。
15. 中学校入学時の就学援助金については、中学校入学時に必要なものをそろえることができるように、3月の初めに支給できるようにすること。
16. 鍵盤ハーモニカの本体を共用物品として購入し、吸口だけを保護者が購入するといったような、保護者負担の軽減を進める取り組みを広島市全域に広げること。義務教育は最大限、個人負担のないようにすること。
17. 来年度からの県からの事務権限移譲にあたり、一人でも障害児学級を設置するよう制度を変更すること。また、必要な教職員を配置すること。
18. 来年度、小学校においては全区に通級指導教室を設置すること。中学校においても情緒障害通級指導教室の増設を急ぐこと。
19. 特別支援学校のマンモス化解消に向け、原則として各区への整備をすすめること。
20. 学校施設のバリアフリー化を進め、障がい者の法定雇用率を教育現場でも高めていくこと。

《経済観光環境関係》

1. 屋根貸し事業やバイオマス発電だけでなく、再生可能エネルギーの一層の普及拡大に取り組むこと。
2. TPPは小規模な稲作農家や畜産農家などに影響を及ぼすだけでなく、市民の食の安心・安全をも脅かします。よって、市民の命を守る自治体として反対すること。
3. 企業立地補助金を受給した企業が、撤退した場合の補助金返還制度などをきちんと整備しておくこと。
4. 地域の経済の担い手は中小企業です。よって「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。
5. 住宅リフォーム補助制度を早期に制度化すること。
6. 「商店リフォーム補助制度」の他都市の事例を調査し、実施にむけて検討すること。
7. バッファゾーン内の開発行為は認められません。元安橋たもとのオープン・カフェ（カフェ・ポンテ）はバッファゾーン外に移設し、今後の開発行為は一切中止すること。
8. 「水の都ひろしま構想」において、バッファゾーンを含むエリアを「水の都ひろしま」に欠かせない大事な地区としており、今後 バッファゾーン内への新たな開発が憂慮されます。世界遺産を適正に保全するという市の責務からしても「水の都ひろしま構想」からバッファゾーンを除くこと。
9. 恵下埋め立て場の安全性を担保するため、焼却灰は出島処分場で処理できるように見直すこと。
10. 市の食料自給率を上げるため、軟弱野菜だけでなく米の生産量が増えるような政策を強めること。
11. 有害鳥獣の被害が絶えませんが、対策のための費用を増額することと合わせて、地域の実情をよく知っている農家が、直接、有害鳥獣の捕獲処分が可能となるようなしくみを検討すること。
12. 平成26年度で終了した「若者の就業体験事業」では151名が正規雇用されるなど一定の成果をあげています。早期離職を防ぐうえでも、就業体験は重要であり、今後も正規雇用を増やしていくため「若者の就業体験事業」を市が独自に復活すること。
13. シルバー人材センターに登録する高齢者の中で、「生きがい対策」としてよりも生活のためという人が増えています。通常の仕事と変わらない業務の対価は、最低賃金を下回

ることのないようにすること。

《厚生関係》

●保育園・子ども

1. ふくしま第2保育園へのニーズは高く年度末に向けて定員はいっぱいになると見込まれます。直近の私立保育園では待機児が発生しており、このような保育需要の状況からもふくしま第二保育園の廃園方針は撤回すること。
2. 耐震性がないことが明確であるにもかかわらず、原保育園は耐震化の計画がありません。子どもの安全に差別を持ちこまず、市の責任で建て替えか耐震補強を行うこと。
3. 保育ニーズに対応した認可保育園の増設を進め待機児解消をはかること。
4. 非婚の一人親に寡婦控除をみなし適用している政令市は14市に拡大しています。広島市も国の制度見直しを待たず、子育て支援策としても、市独自に非婚のひとり親の寡婦控除をみなし適用し、保育料の引き下げを行うこと。
5. 全国的な待機児増加の要因は深刻な保育士不足です。保育士不足を解消するためにも、給与・待遇の改善を行うこと。
6. 民間保育園で実施している完全給食を公立保育園でも実施すること。
7. 子どもの医療費補助制度は、新たな所得基準を撤廃し、当面、一部負担を元に戻すこと。
8. ひとり親家庭医療費補助制度に一部負担を導入しないこと。
9. 土砂災害特別警戒区域にある学校について、安全を確保し、今後の対応や方針を地域や保護者にしめすこと。

●障がい児・者

1. 子どもの保育を受ける権利と親の就業する権利を保障するためにも、障がいの程度に関わらず障がい児1人でも、1日8時間の保育士を加配すること。
2. 医師を要請する奨学金制度を県まかせにせず、市内においても小児科医師が確保できるよう市の責任において対策を進めること。

3. 聴覚障がい児が使用する補聴器のイヤーマールドの製作費は年一回、補助されるようになりましたが、補聴器本体の修理は補助の対象になっていません。早期に修理も補助の対象にすること。
4. 障害の程度を問わず、紙おむつの必要な障害児には支給できるようにすること。
5. 入院時コミュニケーション事業の趣旨をふまれば、コミュニケーションが困難な障がい者全てが利用できるよう、入院時コミュニケーション事業の拡充をはかること。
6. 放課後等サービスの質の向上にむけ、児童デイサービス事業者への立ち入り調査や適切な指導を行うこと。また、指導結果を議会に報告すること。
7. 就労や妊娠・出産などで保護者がいない場合に、未就学児の通園・通学のための移動支援ができるように新たな制度を創設すること。
8. 災害弱者である障がい者の声を地域防災計画に反映するため、地域防災会議に障がい者とその家族やその関係団体の関係者を入れること。
9. 外見では障がいがわかりにくい障がい者が支援を受けやすくするために、広島市でもヘルプマークを市独自に作成すること。
10. 子ども療育センターで欠員となっている小児科医、精神科医、整形外科医を早急に正規で雇用すること。
11. 欠員状態が続いている山彦園の言語聴覚士を早急に正規で雇用すること。
12. 市立特別支援学校高等部卒業者の行き場の確保に取り組むこと。
13. 埼玉県所沢市が発行している「発達障がいと生きていくためのサポートガイド」のようなガイドブックを作成し必要な世帯に配布すること。

●介護保険・高齢者

1. 介護職員の離職防止のため、人件費の上乗せができるよう市独自にでも介護職員処遇改善加算を復活すること。
2. 外出先を制限せず、高齢者の外出のきっかけづくりとなっている公共交通機関利用助成制度は廃止せず継続すること。
3. 認知症の場合は介護度が軽くても、失禁はある。現行の要介護4と5だけに限定せず、その方の実態をみて専門職の判断で、家族介護用品（紙おむつ）を支給できるようにすること。
4. 安佐南区の佐東公民館隣の老人いこいの家を、早期にバリアフリー化すること。

5. 基町地区活性化計画に盛り込まれた福祉と介護の拠点づくりを早急に取り組み、住み慣れた地域で最後まで暮らせる「地域包括ケア」を進めること。

●国民健康保険

1. 国に、国民健康保険に対する国庫負担率を医療費ベースの50%に引き上げるように求めること。また、低所得者が8割を超えている国保の実態からすれば、広島市独自に一般会計からの繰り入れを大幅に増やし保険料を引き下げること。
2. 2年後の、国民健康保険制度の県単位化後も、独自に、一部負担の減免制度、保険料減免制度、保険料滞納者への機械的な資格証明書の発行をしない措置は堅持すること。保険料は、県内統一保険料にせず、広島市民の暮らしの実態に即した保険料が設定できるように取り組むこと。
3. 保険料の納付相談があった場合は生活実態を丁寧に聞き、個々の実情に応じた適切な対応をしているとしていますが、現場では強権的な差し押さえが行われています。現場の実態を踏まえ、生活実態を丁寧に聞き取り、生活実態に応じた分納相談に応じること。
4. 国保の一部負担減免制度について、国の通知は自治体の最低限の取組を規定したものであり、それを理由に従前の制度を改悪することにはなりません。所得が低くても安心して医療が受けられるように、以前の制度のように繰り返し利用できる仕組みにもどすこと。

●生活困窮者

1. 国の生活保護基準の削減により生活保護世帯の生活が悪化しています。保護基準の削減は憲法25条が保障する最低生活の水準を大幅に割り込んでいます。国に対して保護基準の引き上げを求めること。
2. 生活困窮者を早期発見し、支援し貧困に陥らないように支援することが求められます。そのためには、税務・下水道・介護・保険年金・保育など市の関係するすべての組織に属する職員により構成する生活総合支援組織を設置すること。

●被爆者

1. 広島・長崎での原爆被害について、国は内部被爆を認めない立場をとっています。し

かし、原発事故、核兵器開発にかかわる事故による被害においては「内部被ばく」は常識となっており、様々な放射性物質が空中に飛散した原爆の被害で内部被爆を認めないこと自体が極めて非科学的です。国が認めないなら、広島原爆の被爆の実相を明らかにし広く知らせるべき責務を負うべき広島市として調査研究に取り組むこと。なお、放射線影響研究所は内部被爆を研究の対象としていないため、広島大学をはじめとした内部被爆を認める研究機関との共同が必要です。

2. 原爆による内部被爆についての知見に基づき、3号被爆裁判の確定判決の趣旨を踏まえて、現状の3号被爆認定の基準を見直すこと。

《建設関係》

1. 必要性も採算性もない広島高速五号線建設は中止すること。工事現場に出されている「工事看板」に総事業費を看板の文字と同じ大きさと明示すること。
2. 市営住宅を長期に使用できるようにするためにも、大幅に修繕費を増やすことが求められます。建物の保全と良好な暮らしを保障する住宅にするための修繕費を増やすこと。
3. 高齢者の増加を見込み、階段室型市営住宅の設置可能な建物にエレベーターを設置すること。
4. 乗り合いタクシーの実施を求める地域に地域交通を実現するために、市がイニシアティブを発揮すること。また、すでに事業が進められている地区は地元の声を定期的に聞き、事業が継続されるような施策に結び付けること。
5. 急な坂道のある団地では、高齢化により歩いて行き来する住民が多くを占めるようになっていますが、車を使えなくなっている状況では坂道が日常生活のバリアとなっています。そのため、道路の端に手すりを設置してほしいとの強い要望があります。道路構造令などの制約があるようですが、設置に向けて検討すること。
6. 土砂災害の危険性が考えられる場所は「市街化調整区域」にしないようにすること。
7. 都市計画道路整備のための、立ち退き世帯の移転地の確保に努めること。

以上です。よろしくお願いいたします。